

不安な雇用と不合理な格差はなくそう

雇い方、賃金、休暇、福利厚生・労働安全・服务等に回答

非正規に朗報も！ 9月議会にむけ先行回答が次々

来年4月

会計年度任用職員制度スタート

自治労連各組合が全力で交渉

自治労連

埼玉の仲間

編集・発行
自治労連
埼玉県浦和市
さいたま市浦和区
岸町7-12-8
tel048-866-0661
fax048-866-1186

特集の
は
まじり



非常勤や臨時などの名
称で雇われ(任用され)
ている職員の大半が、来
年4月から会計年度任用
職員に変更されます。

今と同じで、任用期間の定め
のある職員扱いですが、12カ月
の会計年度(4月から翌年3月)
に区切って、最長1年度の間に
雇われる制度になります。(1
年度の間の数カ月の任用もある)

そして、1年度間の任用を何
年度も繰り返すことも可能です。
地方公務員法が改定され、そ
んな制度になるので、条例改正
が必要です。埼玉県が3月議会
で改定しました。市町村の9割
以上が9月議会での改定を予定
しているようです。

そこで、今、みなさんの自治
体の組合と県本部が全力で改善
交渉を行っています。

自治労連全体で頑張っている要求課題とは？

任用制度では

- ①雇った人の雇用は必ず守ること、
- ②自治体業務は原則として正規職員
で行い、コスト削減のための非正規
化はしないこと、③実態が正規と同
じ「職務」なら会計年度任用職員フ
ルタイム(以下「年度職員フル」)
に任用すること、④「再度の任用」
を原則とし「公務」を口実に雇止め
しないこと、⑤勤務実績による選考
で任用すること、を要求しています。



「非」常勤
ではなく
「常」勤職
員になって
しまい、諸
手当の支給
はもろろん
退職金の支
給、共済組
合への加入となることもあり、無理
やり15分や30分の労働時間短縮をし
て、本人にも現場にも不利益・不便
を押しつけて、「非」常勤だと偽装
してきたのです。

これまでの交渉で多くの当局から、
今任用中の職員は4月以降も任用す
るとの回答を得ています。当然です。
制度変更は使用者の都合で行うの
ですから、非正規に不利益をもたら
す変更など論外です。注意深く見守つ
て、確実に雇用を継続させましょう。
今回の制度変更の元になる地方公
務員法(以下「地公法」)改定の国
会審議でも、「会計年度任用職員へ
の移行に当たっては、不利益が生じ
ることなく適正な勤務条件の確保が
行われるよう、地方公共団体に對し
て適切な助言を行う」との付帯決議
がついています。不利益など1件で
もあつてはならないことです。

地公法改定のとときの総務大臣であ
る高市早苗氏も、今回の改定は「任
用の適正化、処遇の改善に向けた第
一步」と説明しています。非正規の
フルタイムで働く制度が整ったので
すから、姑息な労働時間カットで偽
装することはできません。年度職員
フル化に何の支障もありません。

このことは、人事当局はもちろん
、財政部局や非正規を任用している各
所属課・管理職にも、とくに理解し
ていただきたいことです。

給料・手当制度では

また、勤務の実態をもとに年度職
員フルとしての任用を増やすべきで
す。これまでは、正規職員と同じ労
働時間数(38時間45分)を働くと

① 制度の基本原則について
①月収でも年収でも減収の不利益
を生じさせないこと、②パート・有
期労働法違反の疑念に基づいて正規職
員との「同一労働同一賃金原則」を

③ 手当制度について
①地公法と一体で改定された地方
自治法204条の趣旨に則つて、年
度職員フルに支給できる手当はすべ
て条例に定めおくこと、②地域手
当、特殊勤務手当を年度職員フルに
支給し、年度職員パートは報酬の中
に加算すること、③期末手当は当面
年間2・6カ月以上とし、週15・5
時間以上の年度職員に支給すること
(短時間再任用との不均衡は、再任
用制度を改善すること)、④在職者
の期末手当の期間率は現行制度と通
算すること、⑤通勤手当(費用弁償)
は、フルは正規同様の制度とし、パ
ートは実費支給とすること、⑥年度職
員フルは、任用後6カ月経過で退職
金支給対象者の手続きを行うこと、
などを交渉課題にしています。

② 給料制度について
①行政職給料表1〜3級による年
度職員給料表を定めること、②在職
職員は、今の給料額を基に給料表の
直近上位に格付けすること、③新たに
任用する年度職員に今の給料額を下
回る初任給格付けは行わないこと、
④昇給は正規同様に4号給とするこ
と、⑤昇給制限(頭打ち)は行わな
いこと、⑥会計年度任用職員パート
タイム(以下「年度職員パート」)
の時給、日給、月給額の算出は正規
との権衡を保つこと、そのために正
規と同じ年間労働時間数を積算根拠
にする(1時間賃金の積算根拠
の月の労働時間数は177.83時間と
すること)。

④ 会計年度任用職員とは
年度職員はフルタイム(正規と同)の労働時
間の職員とパートタイム(1分でも正規より
短い労働時間の職員)に二分され、フルには、
期末手当、通勤手当以外にも全ての手当が支給
でき、6カ月を超える勤務継続に對して退職金
が支給され、12月で共済組合にも加入します。
一方、パートは、手当としては、原則として
期末手当と通勤手当支給に制限され、退職金も
ありません。長時間でかつ長期に働くならばフ
ルが絶対に有利です。

実効あるものにするを基本に要
求しています。

に非正規の皆さんが伝えることが大切 が3つの視点を活かした制度設計を

暮らしと仕事の実態・地公法改定の趣旨・公正な労働条件決定の社会へ



なんで年度職員制度? 地公法制定70年ぶりの大改編への考察を

地公法制定から70年。地公法では自治体の業務は原則として常勤職員によってのみ担われる仕組みでした。ところが、臨時や非常勤制度が人件費削減の道具にされ、囁託、パートなどの名称も使われて、非正規職員が不当な格差のもとで働かされてきました。

茨木市(最高裁)、枚方市(大阪高裁)、東村山市(東京高裁)をはじめ数多くの自治体で「偽装非正規」として訴訟にもなりました。今回の自治体非正規職員の制度改定にあたって、現行制度を『横すべり改定』させる発想は捨ててください。大改編された地公法の制度に則って客観的で根拠ある任用を具体化すべきです。

まじっく！ 政府が進める「働き方改革」にも考察を

「働き方改革関連法」でパート労働法と労働契約法が改定されて「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「パート・有期労働法」となり、これも来年4月の施行です。(中小企業は1年後、公務は直接の適用はないが、むしろ行政として指導する立場となる)

この法律では、正規労働者との「同一労働同一賃金」「不合理な格差の是正」が定められ、具体的には厚生労働省が昨年の12月に「厚労省告示430号 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」を発して、正規と非正



県内各組合交渉の特徴として、人事当局よりも財政当局が改善に消極的な様子が報告されています。財政当局には「地公法改定の趣

負担が大きいのじゃないか? 今までが低過ぎ! 生計費・年収から考察を

下の表1を見てください。これは埼玉県労働組合連合会が、生活にかかる全ての実態費用の積み上げ方式(マーケットバスケット方式)で算出した「最低生計費」を簡単な項目に整理したものです。25歳24万円、30代4人家族50万円、40代4人家族54万円、50代4人家族68万円の生活費が毎月の生活に必要です。これ!ぎりぎりぎり切詰めてこの額です。

単身者はもちろん、家庭を持ってから正規の配偶者の賃金と合計しても厳しい実態がリアルです。今の非正規賃金では単身生活はもちろん共働きで家計補助就労をしても厳しい現実。つまり、今の

国に非正規改善の財源要求をすべきでしょ

同一労働同一賃金 来年4月からどうなる

事業主のみなさまへ
2020年4月1日施行
パートタイム・有期雇用労働法
対応のための取組手順書

上記の厚労省パンフを厚労省HPで見てください。「正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差が禁止されます」となっています。そして、改正のポイントとして...

- ①不合理な待遇差の禁止
同一企業内で正社員と非正社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を禁止するとしています。
- ②待遇に関する説明義務が強化されます
パート・有期雇用労働者から、正社員との間の待遇差の内容・理由の説明を求められたら答えなければなりません。
- ③行政による事業主への助言・指導等を整備
もちろん、直接には埼玉労働局や労働基準監督署等の仕事ですが、自治体も請負・委託契約、指定管理協定などで法令遵守を定めているので、指導性が求められることとなります。

非正規労働者全般の賃金が低すぎののです。今回の公務での改善でも十分とは言えないのが現実です。

今回の地公法改定審議で政府は、高市総務大臣が「自治体の対応を調査し、実態を踏まえながら、地方財政措置についてもしつかり検討していく」と述べました。

衆・参議院の付帯決議でも「厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めること」となっています。ところが、国からの具



表1 最低生計費調査結果(世帯別一覽)

対象モデル	25歳男性 単身世帯	30代 4人世帯	40代 4人世帯	50代 4人世帯
食費	38,610	57,292	62,500	64,583
住居費	52,500	108,192	121,468	125,462
交通通信費	19,635	38,210	38,747	49,752
教育費	0	26,986	37,486	128,724
光熱水・保険等	17,139	47,053	47,892	52,832
家具家事用品他	42,306	103,119	92,779	101,454
娯楽費等	20,634	49,405	53,112	61,814
税・社会保険料	51,055	68,807	85,319	99,281
最低生計費月額	241,879	499,064	539,303	683,902